

一般事業主行動計画（第4回）

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの 3 年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 事業所責任者への研修を行う。職員会議等での職員への説明を行う。
- 希望する職員への個別相談に応じる体制を作る。（委託社会保険労務士から、育児休業中の社会保険・雇用保険制度などの助言を行う）

目標2：就学前の子供を育てる職員の子育てしやすい勤務体系への変更とその後もとの勤務体系へスムーズに戻る体制づくりを行う。

<対策>

- 短時間常勤制度（週所定労働時間30時間以上）を利用して個別に勤務体系の相談を行う。